

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学科学研究費補助金規程

平成16年4月1日  
規程第 88 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会に係る科学研究費補助金及び独立行政法人日本学術振興会に係る学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲及び他の規程との関係)

第2条 本学における科研費の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他法令等に別に定めるもの（以下「法令等」という。）のほか、この規程の定めるところによる。

(応募資格等)

第3条 本学における科研費の応募資格及び研究者の登録、応募、申請その他科研費に係る手続については、別に定める。

(委任事項)

第4条 交付決定を受けた研究者は、次の各号に掲げる科研費に係る事項について執行事務を適切に遂行するために、その事務を本学に委任するものとする。

- (1) 直接経費を管理すること。
- (2) 直接経費及び間接経費に係る諸手続をすること。

(経費管理)

第5条 本学における科研費に係る経費の取扱いについては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学は、研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄附を受け入れるものとし、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還する。
- (2) 本学は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行い、当該研究者が他の機関に所属することとなる場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(研修会・説明会の開催)

第6条 科研費の適正な処理に資するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を毎年実施する。

(内部監査の実施)

第7条 本学は、科研費について、毎年内部監査を実施する。

2 前項に定める内部監査の実施方法については、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、科研費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。